

住民基本台帳制度と戸籍制度の相違点

	住民基本台帳制度	戸籍制度
目的	<u>住所地</u> において日本人の <u>居住関係</u> を公証する制度	<u>本籍地</u> において日本人の <u>親族的身分関係</u> を公証する制度

I 住民票の写しの交付請求について

請求者	〔住基法第 12 条第 2 項〕 何人でも可（ただし、市町村長は、請求が不当な目的によることが明らかなきときは、これを拒むことができる。）	〔戸籍法第 10 条〕 何人でも可（ただし、市町村長は、請求が不当な目的によることが明らかなきときは、これを拒むことができる。）
請求事由を明らかにすることを要しない場合	〔住基法第 12 条第 3 項、住民票省令第 3 条第 1 号〕 ① 自己又は自己と同一の世帯に属する者が請求する場合 ② 国又は地方公共団体の職員が職務上請求する場合 ③ 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士が職務上請求する場合 ④ 市町村長が相当と認める場合	〔戸籍法第 10 条第 2 項、戸籍規則第 11 条各号〕 ① 戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属が請求する場合 ② 国若しくは地方公共団体の職員又は土地改良区等の法人の役員若しくは職員が職務上請求する場合 ③ 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士が職務上請求する場合 ④ 市町村長が相当と認める場合
本人 窓口における請求	〔平成 17 年 2 月 23 日付総行市第 175 号通知、平成 17 年 2 月 24 日付総行市第 192 号通知〕 下記の書類等で本人確認を行う。 ① 住基カード又は旅券、運転免許証その他官公署	※ <u>自治体の中には、要綱等で定めている場合がある。</u>

確認	<p>が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）であって請求者が本人であることを確認するため市区町村長が適当と認めるもの</p> <p>② その他市区町村長が適当と認める書類</p> <p>③ 上記証明書等の提示がない場合、及び、証明書等の提示があった場合でも必要と判断されるときは、適宜、口頭で質問を行って確認することが適当</p>	
郵便等による請求	<p>〔平成 17 年 2 月 23 日付総行市第 175 号通知、平成 17 年 2 月 24 日付総行市第 192 号通知〕</p> <p>請求に係る「窓口における請求」①②に該当するものの写しを同封させることが適当</p>	<p>※ 自治体の中には、要綱等で定めている場合がある。</p>
代理人・使者による請求	<p>〔昭和 61 年 2 月 4 日付自治振第 12 号通知〕</p> <p>代理人の資格は、請求に係る者の氏名及び住所並びに請求者本人の署名のある委任状を提出させること等により確認すべき。</p> <p>いわゆる使者からの請求については、請求名義人につき通常の請求の場合と同様に要件の審査をするほか、使者についてもその氏名・住所及び請求名義人との関係を請求者に記載させ、適宜の方法により使者であることを確認した上で、処理するのが適当。</p> <p>〔平成 17 年 2 月 23 日付総行市第 175 号通知、平成 17 年 2 月 24 日付総行市第 192 号通知〕</p> <p>代理人・使者について「窓口における請求」①②に準じた本人確認を行う。必要に応じ、代理人・使者の氏名、住所等について、住民基本台帳又は住基ネットにより確認することも考えられる。</p>	<p>※ 自治体の中には、要綱等で定めている場合がある。</p>
交付請求書の開示	<p>※ 特に規定なし</p>	<p>※ 特に規定なし</p>

<p>証明事項(ただし、記載事項証明書を除く。)</p>	<p>〔住基法第 12 条第 4 項〕 <u>市町村長は、特別の請求がない限り、</u> <u>①氏名</u> <u>②出生の年月日</u> <u>③男女の別</u> <u>④住民となった年月日</u> <u>⑤住所及び一つの市町村の区域内において新たに住所を変更した者についてはその住所を定めた年月日</u> <u>を記載した住民票の写しを交付することができる。</u> <u>(特別な請求があれば、その他の事項を記載した住民票を交付することができる。)</u></p>	<p>〔戸籍法第 10 条、第 12 条の 2、第 117 条の 4、戸籍法施行規則第 73 条〕 <u>戸籍の謄本は、記載事項を省略せずに交付する。</u> <u>戸籍の抄本は、戸籍に記載されている事項の一部を証明した書面を交付する。</u> <u>戸籍が磁気ディスクをもって調製されているときは、戸籍の謄本、抄本に代えて、磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面を交付することができる。</u></p>
------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

II 届出の際の本人確認について

		住民基本台帳制度	戸籍制度
届出の種類（今回の見直し関係）		転出届、転入届、転居届、世帯変更届	婚姻、協議離婚、養子縁組、協議離縁、認知の届出
届出の性質		<u>事実関係についての届出</u> → <u>届出の義務付け</u>	<u>届出によって届出の対象である身分関係の発生・変更・消滅の効果が生ずる。</u> <u>(いわゆる創設的届出)</u> →届出は任意
届出を行う者		本人、 <u>世帯主</u> (※ <u>法定代理人、任意代理人、使者も認められる。</u>)	本人 (※ <u>意思能力がある限り、法定代理人による届出は認められず、任意代理人も認められない。</u> 使者を用いて届書を提出することはできる。)
審査		[住基政令第11条] 市町村長は、届出があったときは、当該届出の内容が事実であるかどうかを審査しなければならない。	※ <u>特に規定なし</u>
本人確認	窓口における届出	[平成17年2月23日付総行市第175号通知] 下記の書類等で本人確認を行う。 ① 住基カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）であって請求者が本人であることを確認するため市区町村長が適当と認めるもの ② その他市区町村長が適当と認める書類	[平成15年3月18日付通達] 主な本人確認の流れは下記のとおり。 ① 運転免許証、旅券等官公署の発行に係る顔写真が貼付された証明書の提示を求めるものとする。ただし、市区町村長が本人確認を行うに足りると認めるその他の方法によっても差し支えない。 ② ①の本文の場合において、届出人から証明書が提示されたときは、当該証明書に記載された住所及び氏名を届書に記載された住所及び氏名と対比

	<p>③ 上記証明書等の提示がない場合、及び、証明書等の提示があった場合でも必要と判断される場合は、<u>適宜、口頭で質問を行って確認することが適当</u></p>	<p>し、それらが同一であることを確認するとともに、届出人が当該証明書に添付された顔写真の人物と同一人であることを確認を行うものとする。</p> <p>③ 確認の結果、当該届書が偽造されたものである疑いがあると認められる場合には、その受否につき<u>管轄法務局長等に照会をするものとする。</u></p>
郵送による届出	<p>[平成 17 年 2 月 23 日付総行市第 175 号通知] <u>郵送による届出は適当ではないが、やむを得ず受理する場合には、届出に係る「窓口における届出」①②に該当するものの写しを同封させることが適当</u></p>	<p>[平成 15 年 3 月 18 日付通達] <u>郵送の場合は、本人確認ができないので、届出人に通知を発出する。</u></p>
代理人・使者による届出	<p>[平成 17 年 2 月 23 日付総行市第 175 号通知] <u>代理人・使者について「窓口における届出」に準じた本人確認を行う。必要に応じ、代理人・使者の氏名、住所等について、住民基本台帳又は住基ネットにより確認することも考えられる。</u></p> <p>※ 住民異動届に係る今回の取扱いで代理・使者についても本人確認の対象としているのは、戸籍に比べて住民異動届の数が多数にのぼること、住民基本台帳法上は、従来から実質的審査権があるとされていることから、原則として、窓口へ届出を持参した者全てについて、本人確認をすべきとしたもの。</p>	<p>[平成 15 年 3 月 18 日付通達] <u>使者について、届出人と同様の本人確認を行う。ただし、使者を本人確認の対象外としても差し支えない。</u> <u>この場合、届出人に届出を受理した旨の通知をする。(ただし、使者の本人確認ができた場合において、市区町村長が相当と認めるときは、通知を省略して差し支えない。)</u></p>
本人確認書類等による確認ができなかった場合	<p>[平成 17 年 2 月 23 日付総行市第 175 号通知] <u>市区町村長の判断により、届出を受理した上で届出本人に対して届出を受理した旨の通知をすることが考えられる。</u></p>	<p>[平成 15 年 3 月 18 日付通達] <u>当該届書に係る届出人のすべてについて本人確認ができたときか管轄法務局長等に受否の照会をしたときを除き、届出の受理決定後、本人確認ができなかった届出人に届出を受理した旨の通知をするものとする。</u></p>

Ⅲ その他

<p>除票、除かれた戸籍の交付の請求</p>	<p>〔事務処理要領〕 <u>何人でも交付を請求することができる。ただし、請求が不当な目的によることが明らかなきは、これを拒むことができる。</u></p>	<p>〔戸籍法第12条の2、戸籍規則第11条の4〕 <u>除かれた戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属、国又は地方公共団体の職員、弁護士その他法務省令で定める者が請求する場合、又は相続関係を証明する必要がある場合、裁判所その他の官公署に提出する必要がある場合、除かれた戸籍の記載事項を確認するにつき正当な利害関係がある場合に限り、請求できる。</u></p>
<p>罰則</p>	<p>〔法第50条（H18.11.1より法第52条）〕 偽りその他不正の手段により、住民票の写し等の交付を受けた者は<u>10万円以下</u>の過料に処せられる。</p>	<p>〔戸籍法第121条の2〕 偽りその他不正の手段により、戸籍の謄抄本等の交付を受けた者は、<u>5万円以下</u>の過料に処せられる。</p>